

「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月二十八日

山内 徳信

参議院議長 江田 五月 殿

「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問主意書

「関西文化学術研究都市建設促進法」（一九八七年施行）により国家的事業として位置づけられ、国立国会図書館（関西館）等の施設が立地する「関西文化学術研究都市」には、太平洋戦争時には東洋一とまで言われた大弾薬庫が、戦後は自衛隊の「陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処」（以下、「祝園弾薬庫」という。）として配備されている。

「関西文化学術研究都市建設促進法」施行から二十年が経過し、事業の進捗に伴い周辺整備が進んできた今日、「学術研究都市」の中心部に存在する祝園弾薬庫が、爆発事故を起こした場合はもちろん、日本政府も批准し、武力紛争時の軍民分離の原則を定めたジュネーブ条約遵守の観点からも、周辺に多大な被害を与えるであろうと予測される現状は、問題を抱えているといわざるを得ない。このような事態は一日も早く解決しなければならないと考える。

そこで以下質問する。

一 関西文化学術研究都市建設の現状に鑑みて、祝園弾薬庫の移転について検討を行うべき時期に來ていると考えるが、いかがか。

二 早期移転が困難であるならば、自然災害被災時及び武力攻撃を受けた際の被害予測並びに祝園弾薬庫周辺の安全対策を明らかにされたい。

三 祝園弾薬庫は、建設から六十年以上経過し、施設の老朽化が進行していると判断されるが、安全対策の現状について明らかにされたい。

四 祝園弾薬庫への弾薬の搬入・搬出時の安全対策、事故防止策について明らかにされたい。

五 祝園弾薬庫と民間施設との「必要離隔距離」について明らかにされたい。

右質問する。